

大阪府条例第百八号

大阪府指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第一章 総則（第一条～第三条）
- 第二章 指定障害者支援施設の指定に関する基準（第四条）
- 第三章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準
 - 第一節 人員に関する基準（第五条～第七条）
 - 第二節 設備に関する基準（第八条・第九条）
 - 第三節 運営に関する基準（第十条～第六十条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十八条第三項及び第四十一条第四項において準用する法第三十六条第三項第一号並びに第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例の用語の意義は、法及び障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二百七十二条。以下「令」という。）に定めるところによる。

（基本方針）

第三条 指定障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援の計画を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 指定障害者支援施設の指定に関する基準

（指定障害者支援施設の指定をしてはならない者）

第四条 法第三十八条第三項及び第四十一条第四項において準用する法第三十六条第三項第一号の条例で定める者は、法人とする。

第三章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準

（従業者の配置の基準）

第五条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 生活介護を行う場合 次に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ次に定めるその員数

イ 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行っために必要な数

ロ 看護従業者（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員（利用者の生活を支援する者をいう。以下同じ。）規則で定める員数

ハ サービス管理責任者 規則で定める員数

二 自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合 次に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ次に定めるその員数

イ 看護従業者、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 規則で定める員数

ロ サービス管理責任者 規則で定める員数

三 自立訓練（生活訓練）（障害者自立支援法施行規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合 次に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ次に定めるその員数

イ 生活支援員 規則で定める員数

ロ サービス管理責任者 規則で定める員数

四 就労移行支援を行う場合 次に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ次に定めるその員数

イ 職業指導員（利用者に職業指導を行う者をいう。次号において同じ。）及び生活支援員 規則で定める員数

ロ 就労支援員（利用者の就職を支援する者をいう。） 規則で定める員数

ハ サービス管理責任者 規則で定める員数

五 就労継続支援B型（障害者自立支援法施行規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）を行う場合 次に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ次に定めるその員数

イ 職業指導員及び生活支援員 規則で定める員数

ロ サービス管理責任者 規則で定める員数

六 施設入所支援を行う場合 次に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ次に定めるその員数

イ 生活支援員 規則で定める員数

ロ サービス管理責任者 規則で定める員数

2 前項に規定する指定障害者支援施設の従業者は、生活介護の単位（同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。この項において同じ。）若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設

入所支援を行う者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を行う者でなければならない。ただし、施設障害福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

（従業者の員数に関する特例）

第六条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二年法律第百六十四号）第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。第九条において同じ。）に係る指定障害児入所施設等（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。第九条において同じ。）の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。同条において同じ。）とを同一の施設において一体的に行っている場合については、大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百五号）第五条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているものとみなすことができる。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第七条 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設における主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（次項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、これらの事業所に常時勤務し、専らこれらの事業所の業務に従事する者でなければならない。

第二節 設備に関する基準

（設備の基準）

第八条 指定障害者支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

一 訓練及び作業室

二 居室

三 食堂

四 浴室

五 洗面所

六 便所

七 相談室

八 多目的室

九 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備

2 前項の設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 訓練及び作業室 次に掲げる基準

イ 専ら当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、施設障害福祉サービスの提供

に支障がない場合は、この限りでない。

口 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 居室 次に掲げる基準

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

口 地階に設けてはならないこと。

ハ 利用者一人当たりの床面積（収納設備等に係る部分の床面積を除く。）は、九・九平方メートル以上とすること。

二 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けられること。

ヘ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けられること。

ト 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

三 食堂 次に掲げる基準

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

口 必要な備品を備えること。

四 浴室 利用者の特性に応じたものとすること。

五 洗面所及び便所 次に掲げる基準

イ 居室のある階ごとに設けること。

口 利用者の特性に応じたものとすること。

六 相談室 秘密の保持のため、間仕切り等を設けること。

七 廊下 次に掲げる基準

イ 幅は、一・五メートル以上とすること。ただし、両側に居室等がある廊下にあつては、一・八メートル以上とすること。

ロ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な通行に支障を及ぼさないようにしなければならないこと。

3 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成施設として認定されている障害者支援施設が就労移行支援を行う場合は、前項に規定するもののほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る養成施設として必要とされる設備を有することとする。

4 第一項第七号に掲げる相談室及び同項第八号に掲げる多目的室とが相互に効用を兼ねる場合であつて利用者への施設障害福祉サービスの提供に当たつて支障がないときは、同項の規定にかかわらず、いずれかを設けないことができること。

（設備に関する特例）

第九条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施

設において一体的に行つてゐる場合については、大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第六条に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前条の基準を満たしているものとみなすことができる。

第三節 運営に関する基準

(重要事項の説明等)

第十条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行つたときは、当該利用の申込みをした者（以下「申込者」という。）に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該申込者に対し、提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに、第四十五条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、契約の内容その他申込者の施設障害福祉サービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該申込者の同意を得なければならぬ。

2 指定障害者支援施設は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条第一項の規定により書面の交付を行うに当たつては、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第十一条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、支給決定障害者に提供することを契約した施設障害福祉サービスの種類ごとの支給量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この条において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。

3 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。（施設障害福祉サービスの提供拒否の禁止）

第十二条 指定障害者支援施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

（連絡調整に対する協力）

第十三条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用について、市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（施設障害福祉サービスの提供困難時の対応）

第十四条 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練

練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を行うことが困難であると認めた場合は、適切な他の指定障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、申込者が療養を必要とする場合その他申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第十五条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、利用者の提示する受給者証によつて、支給決定の有無、支給決定をされた施設障害福祉サービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。

（介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助）

第十六条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けない者から利用の申込みがあつた場合は、利用者の意向を踏まえて、速やかに、介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

（利用者の心身の状況等の把握）

第十七条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たつては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定障害福祉サービス事業者等との連携等）

第十八条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たつては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスを提供する者又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供を終了する際は、利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第十九条 指定障害者支援施設は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、最初に訪問するとき及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（施設障害福祉サービスの提供の記録）

第二十条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、当該施

設障害福祉サービスの提供の都度記録しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、前二項の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

(支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

- 第21条 指定障害者支援施設が支給決定障害者に對して金銭の支払を求めることができるのは、直接利用者の便益を増進させるものであつて、当該支給決定障害者に支払を求めることが適當であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び費用の額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、支給決定障害者に對して説明を行い、その同意を得なければならぬ。ただし、次条第一項から第三項までに規定する支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

- 第22条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けることとする。

- 2 指定障害者支援施設は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けることとする。

- 3 指定障害者支援施設は、前二項に規定するもののほか、施設障害福祉サービスの提供に要する費用のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものの支払を支給決定障害者から受けることができる。

- 一 生活介護を行う場合 次のイからニまでに掲げる費用
 - イ 食事の提供に要する費用
 - ロ 創作的活動に係る材料費用
 - ハ 日用品費
- 二 イからハまでに掲げるもののほか、生活介護を行うのに要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるもの
- 二 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合 次のイからハまでに掲げる費用
 - イ 食事の提供に要する費用
 - ロ 日用品費
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を行うのに要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障

害者に負担させることが適当と認められるもの

三

施設入所支援を行う場合 次のイからホまでに掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第一号に規定する食費等の基準費用額（法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

ロ 令第十九条第三項第三号ロに規定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受け建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行つたことに伴い必要となる費用

ハ 被服費

二 日用品費

ホ イからニまでに掲げるもののほか、施設入所支援を行うのに要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号イ、第二号イ及び第三号イに掲げる費用の内容については、知事が定めるところによる。

5 指定障害者支援施設は、第一項から第三項までに係る費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払つた支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定障害者支援施設は、第三項の費用に係る施設障害福祉サービスの提供に当たつては、あらかじめ、支給決定障害者に對し、当該施設障害福祉サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならぬ。

（利用者負担額に係る管理）

第二十三条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に限る。）が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス等及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項（法第三十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下この条において「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。
- （介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等）
- 第二十四条 指定障害者支援施設は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しなければならない。
- 2 指定障害者支援施設は、第二十二条第二項の法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。
- （施設障害福祉サービスの方針）
- 第二十五条 指定障害者支援施設は、次条に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者に対し施設障害福祉サービスを適切に提供するとともに、施設障害福祉サービスの提供に当たって必要な注意を払い、施設障害福祉サービスの提供が画一的なものとならぬよう配慮しなければならない。
- 2 指定障害者支援施設の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、施設障害福祉サービスを提供する上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- （施設障害福祉サービス計画）
- 第二十六条 指定障害者支援施設は、規則で定めるところにより、施設障害福祉サービスに係る第三条第一項の計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）を作成するものとする。
- （サービス管理責任者の責務）
- 第二十七条 サービス管理責任者は、前条の規定による施設障害福祉サービス計画の作成に関する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 申込者の利用に際し、その者が現に利用し、又は利用していた指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設以外の場所における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

三 他の従業者に対する技術的な指導及び助言を行うこと。

(相談等)

第二十八条 指定障害者支援施設は、利用者又はその家族からの相談に的確に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者が当該指定障害者支援施設以外の施設において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（障害者自立支援法施行規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用の調整等必要な援助を行わなければならない。

(介護)

第二十九条 指定障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて介護を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設入所支援を行うに当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援を行うに当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について知事が定める援助を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援を行うに当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならぬ。

5 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援を行うに当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護について知事が定める援助を適切に行わなければならない。

6 指定障害者支援施設は、常時一人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

7 指定障害者支援施設は、利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

第三十条 前条第一項、第六項及び第七項の規定は、指定障害者支援施設が行う訓練について準用する。

2 指定障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を行うに当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた知事が定める訓練を行わなければならない。

(生産活動)

第三十一条 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫をしなければならない。

4 指定障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、防じん設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うための措置を講じなければならない。

(工賃の支払等)

第三十二条 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型の施設障害福祉サービスの種類ごとに、生産活動に係る事業の収入の額から生産活動に係る事業に必要な費用の額を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型を行うに当たっては、前項の規定により利用者に対し支払われる一月当たりの工賃の平均額（以下「工賃の平均額」という。）を、三千円を下回るものとしてはならない。

3 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型を行うに当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型を行うに当たっては、年度ごとに、工賃の平均額の目標水準を設定し、当該工賃の平均額の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

5 指定障害者支援施設は、前項の利用者に対し支払われた工賃の平均額が三千円を下回ったときは、規則で定めるところにより、工賃の水準を高めるための計画を作成し、知事に提出しなければならない。

(実習の実施)

第三十三条 指定障害者支援施設は、就労移行支援を行うに当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習することができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型を行うに当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習することができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前二項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職

業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第一項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第三十四条 指定障害者支援施設は、就労移行支援を行うに当たつては、公共職業安定所での求職の申込みその他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労移行支援B型を行うに当たつては、公共職業安定所での求職の申込みその他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型を行うに当たつては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための援助の実施）

第三十五条 指定障害者支援施設は、就労移行支援を行うに当たつては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の援助を継続しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型を行うに当たつては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の援助の継続に努めなければならない。

（就職状況の報告）

第三十六条 指定障害者支援施設は、就労移行支援を行うに当たつては、毎年、前年度における就職した利用者の数、就職した者の定着の状況その他の就職に関する状況を、知事に報告しなければならない。

（食事）

第三十七条 指定障害者支援施設は、施設入所支援を行うに当たつては、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

2 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、あらかじめ、利用者に對しその内容及び費用について説明を行い、その同意を得なければならない。

3 指定障害者支援施設は、食事の提供に当たつては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。

5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であつて、指定障害者支援施

設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養成分量の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第三十八条 指定障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション活動

を実施するよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対して行う申請、届出等の手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第三十九条 指定障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設入所支援の利用者に対して、毎年二回以上定期に健康診断を行わなければならない。

(急病時等の対応)

第四十条 指定障害者支援施設の従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者が疾病にかかった場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の措置を講じなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第四十一条 指定障害者支援施設は、施設入所支援の利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにならなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第四十二条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の設置者が利用者に係る令第三十八条の二に規定する厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- 一 利用者に係る金銭を当該利用者のその他の財産と区分すること。
- 二 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従つて用いること。
- 三 利用者に係る金銭の收支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- 四 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭の残余の額を当該利用者に交付すること。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第四十三条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供を受けている

支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見をしてその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によつて介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者による管理等）

第四十四条 指定障害者支援施設は、専らその業務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、当該指定障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設の他の業務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設以外の事業所、施設等の業務に従事させることができるものとする。

2 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

3 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第四十五条 指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する規程（第五十一条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- 一 目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び業務の内容
- 三 提供する施設障害福祉サービスの種類
- 四 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに対象とする主たる障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 五 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- 六 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及び額
- 七 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
- 八 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
- 九 施設障害福祉サービスの利用に当たつての留意事項
- 十 利用者の急病時等における対応方法
- 十一 非常災害対策
- 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十三 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要な事項（勤務体制の整備等）

第四十六条 指定障害者支援施設は、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供することができるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務の体制を整備しておかなければならぬ。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設の従業者によつて施設障害福祉サービスを提供しなければならぬ

い。ただし、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定障害者支援施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第四十七条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行つてはならない。ただし、災害、虐待を受けた障害者の保護その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第四十八条 指定障害者支援施設は、非常災害に備え、消防設備その他の知事が定める設備を設けるとともに、災害対策に関する具体的な計画を作成し、関係機関への通報及び連絡のための体制を整備し、並びにこれらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救助等の訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第四十九条 指定障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、又は知事が定める衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように知事が定める措置を講ずるよう努めなければならない。

(医療機関との間の協力体制等)

第五十条 指定障害者支援施設は、利用者が疾病にかかること等に備え、あらかじめ、医療機関との間に協力体制を整備しておかなければならない。

2 指定障害者支援施設は、あらかじめ、歯科診療を行う医療機関との間に協力体制を整備しておくよう努めなければならない。

(掲示)

第五十一条 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第一項の医療機関及び同条第二項の歯科診療を行う医療機関の名称等その他の申込者の施設障害福祉サービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(身体の拘束等の禁止)

第五十二条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たつては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行つてはならない。

2 指定障害者支援施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録しなければならない。

い。

(秘密保持等)

第五十三条 指定障害者支援施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者及び管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、知事が定める措置を講じなければならない。

3 指定障害者支援施設は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第五十四条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設を利用しようとす
る者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定障害者支援施
設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない
い。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設について広告をする場合に
においては、その内容を虚偽の又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第五十五条 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事
業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、
利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設を紹介することの対償
として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行
う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、利用者又は
その家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受して
はならない。

(苦情への対応)

第五十六条 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに關す
る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受
け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容
等を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに關し、法第十
一条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若
しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設
備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族から
の苦情に關して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助
言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければなら
ない。

4 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに關し、法第十

一条第二項の規定により知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関するして知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

5 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十八条第一項の規定により知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関するして知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6 指定障害者支援施設は、知事、市町村又は市町村長からの求めがあつた場合には、前三項の改善の内容を知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

7 指定障害者支援施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査又は同条第二項のあつせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との交流)

第五十七条 指定障害者支援施設は、その運営に当たつては、地域住民との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第五十八条 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、府、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際して行つた処置について、記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

(記録等の整備)

第六十条 指定障害者支援施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する台帳等を整備しておかなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 第二十条第一項及び第二項に規定する施設障害福祉サービスの提供の記

録

二 施設障害福祉サービス計画

三 第四十三条の規定による市町村への通知に係る記録

四 第五十二条第二項に規定する身体拘束等の記録

五 第五十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 第五十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して行つた処置についての記録

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（多目的室に関する経過措置）

2 平成十八年十月一日において存していた法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの（以下「指定身体障害者更生施設」という。）、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの（以下「指定身体障害者療護施設」という。）若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。）による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第七十九号。以下「旧身体障害者更生施設等指定基準」という。）第二条第三号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定身体障害者授産施設」という。）、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をことができる」とされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第二条第一号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。）、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（旧知的障害者更生施設等指定基準第二条第二号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定

を受けているもの（以下「指定知的障害者通勤寮」という。）又は法附則第十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第一項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）若しくは同項第二号に規定する精神障害者授産施設（整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第二十三条第一号に規定する精神障害者授産施設及び同条第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものと除く。以下同じ。）については、当分の間、第八条第一項第八号に掲げる多目的室を設けないことができる。

（居室の定員に関する経過措置）

3 平成十八年十月一日において存していた指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第八条第二項第二号の規定を適用する場合においては、同号イ中「四人」とあるのは、「原則として四人」とする。

（居室面積に関する経過措置）

4 平成十八年十月一日において存していた指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設（旧身体障害者更生施設等指定基準附則第三条の適用を受けているものに限る。）、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第八条第二項第二号の規定を適用する場合においては、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

5 平成十八年十月一日において存していた精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれららの施設の建物について、第八条第二項第二号の規定を適用する場合においては、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・四平方メートル」とする。

6 平成十八年十月一日において存していた指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であつて旧身体障害者授産施設若しくは指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設であつて旧身体障害者更生施設等指定基準附則第二条第一項若しくは第四条第一項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮であつて旧知的障害者更生施設等指定基準附則第二条から第四条までの規定の適用を受けているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第八条第二項第二号の規定を適用する場合においては、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。

7 平成二十四年四月一日において存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）であつて、同日以後指定障害者支援施設となるものについて、第八条第二項第二号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・九五平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設となつた後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

（緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備に関する経過措置）

8 平成十八年十月一日において存していた指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物においては、当分の間、第八条第二項第二号トの緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

9 平成二十四年四月一日において存していた旧指定知的障害児施設等であつて、同日以後指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、第八条第二項第二号トの規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設となつた後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

（廊下幅に関する経過措置）

10 平成十八年十月一日において存していた指定知的障害者通勤寮、精神障害者特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第八条第二項第七号の規定を適用する場合においては、同号イ中「一・五メートル」とあるのは、「一・三五メートル」とする。

11 平成十八年十月一日において存していた指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第八条第二項第七号の規定は、適用しない。

12 平成十八年十月一日において存していた旧指定知的障害児施設等であつて、同日以後指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、第八条第二項第七号の規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設となつた後に増築は、適用しない。

13 平成二十四年四月一日において存していた旧指定知的障害児施設等であつて、同日以後指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、第八条第二項第七号の規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設となつた後に増築は、適用しない。

築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。